

大木町パブリック・コメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度の実施に関して必要な事項を定めることにより、町の基本的な政策等の形成過程において、町民等の意見を反映させる機会を確保するとともに、情報提供の充実及び説明責任を果たすことにより公正の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働による開かれた町政を推進することを目的とする。

(パブリック・コメント手続)

第2条 町の重要な政策の形成過程において、その政策等の趣旨、目的、内容等を実施機関が公表し、広く町民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(定義)

第3条 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内の事業所に勤務する者
- (3) 納税義務を有する者
- (4) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有すると実施機関が認める者

(対象)

第4条 パブリック・コメント手続の対象となる町の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な制度や方向性を定める条例の制定又は改廃
- (2) 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (3) 町の基本的政策を定める計画及び部門別、分野別の計画の策定又は改定
- (4) 大規模なまちづくりに関する構想等の策定又は改定
- (5) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この要綱に定めるパブリック・コメント手続を行わないことができる。

- (1) 法令等に基づくものであって、町に裁量の余地がないもの
- (2) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、町民等の意見を反映する機会が確保されているもの
- (3) パブリック・コメント手続と同等の効果を有する方法による手続を経ているもの
- (4) 政策等の意思決定が緊急を要するもの又は軽微なもの

(5) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する条例

(公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表するとともに、併せて次に掲げる資料を公表する。

- (1) 政策等の趣旨、目的及び立案の経緯
- (2) 政策等の概要
- (3) 関連する資料

2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧
- (3) 町が発行する広報紙等への掲載
- (4) その他実施機関が適当と認める方法
(意見等の提出)

第6条 実施機関は、町民等が政策等の素案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、提出期間を原則1ヶ月を目安として定めるものとする。

2 意見等を提出しようとする町民等は、住所、氏名（法人、その他団体にあつては所在地、名称、及び代表者氏名）、連絡先を明らかにしなければならない。

3 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

4 実施機関は、計画等の案についての意見等を提出した個人又は法人その他の団体の氏名、名称その他の属性に関する情報を公表することを予定している場合には、当該計画等の案等を公表するときに明示するものとする。

(意思決定)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときは当該修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見の中に、公表することにより個人及び法人、その他団体の権利又は利益を害するおそれがあるもの、その他正当な理由があるときについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 前項の規定による公表方法については、第5条第2項の規定を準用する。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２０年５月１日から施行する。